

# **検索情報電気通信役務及び 媒介相当電気通信役務を 提供する者の指定について**

---

**令和5年9月  
総務省総合通信基盤局**

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立し、令和5年6月16日に一部が施行された。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

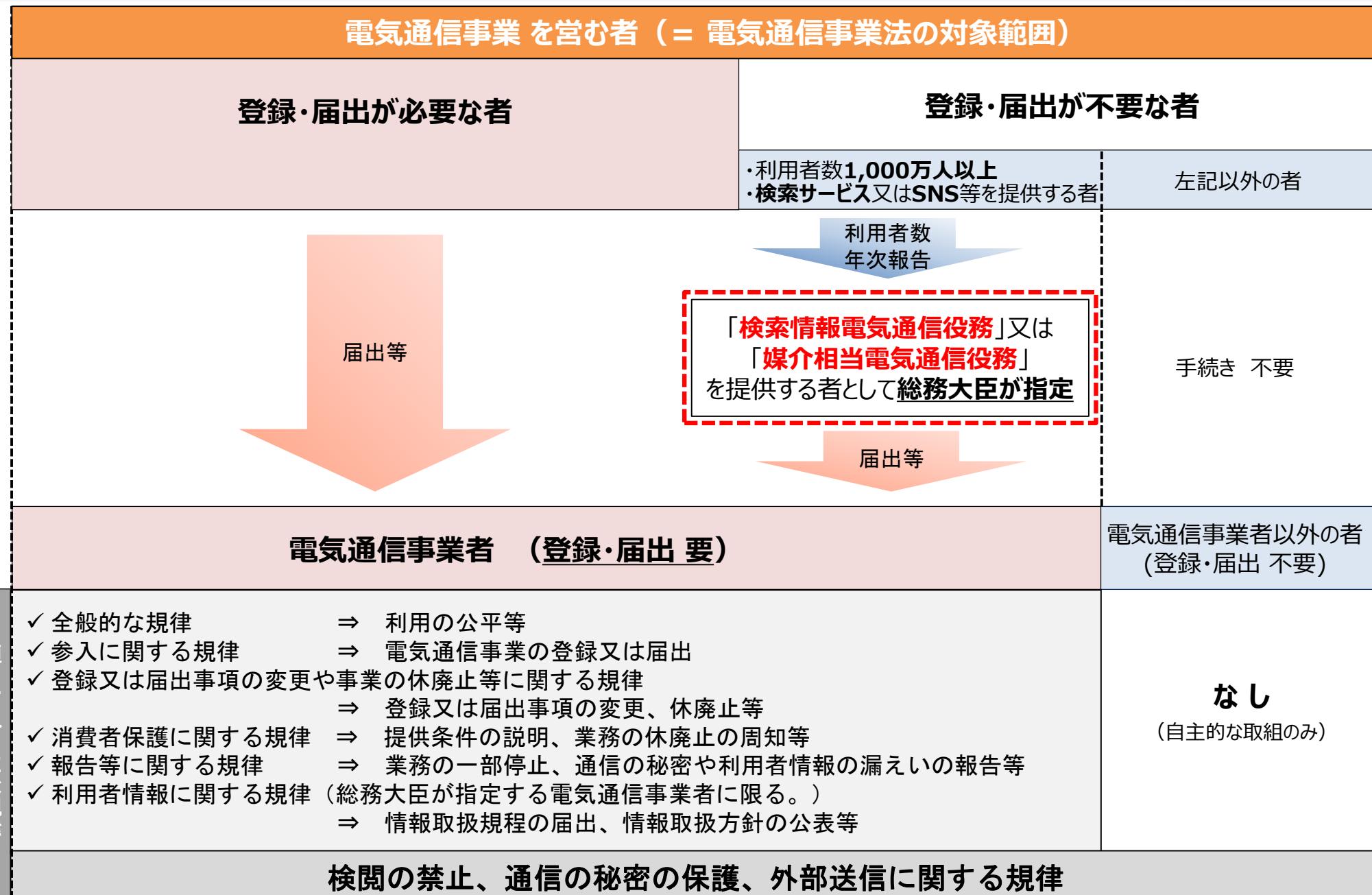
- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

## 電気通信事業法の改正(令和4年)

- 検索サービスやSNSを含め、電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しないサービスについては、検閲の禁止と通信の秘密の保護を除き、電気通信事業法の適用が除外されてきた。
- インターネットの発展等に伴い、登録や届出の対象となっている電気通信事業と同等又はそれ以上に利用者へサービスを提供し、社会経済活動に必要不可欠な役割を果たす事業者が出現している。
- こうした状況を踏まえ、検索サービスやSNSのような他人の通信を実質的に媒介するサービスであって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものについては、令和4年に電気通信事業法を改正し、同法の規律の対象とすることとした。
- 具体的には、以下の2つの電気通信役務を新たに定義し、これらの電気通信役務を提供し、電気通信事業法の適用を受ける事業者を総務大臣が指定する制度を創設し、令和5年6月から施行したところ。

	検索情報電気通信役務	媒介相当電気通信役務
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 入力された検索情報に対応して当該検索情報が記録された全てのウェブページのドメイン名等を出力できるものを提供する電気通信役務</li><li>➤ 一般的なインターネット検索サービスが対象。レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外。</li><li>➤ 利用者の数が1,000万人以上であるサービスを提供する者に電気通信事業法の規定を適用。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介する電気通信役務</li><li>➤ SNS、登録制掲示板、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等が対象。付随的なものや商取引に関する情報のみを取り扱う電気通信役務は対象外(例:ニュースサイトコメント機能等)。</li><li>➤ 利用者の数が1,000万人以上であるサービスを提供する者に電気通信事業法の規定を適用。</li></ul>



## 制度の概要等

- 令和4年改正電気通信事業法等の施行(令和5年6月)に伴い、検索サービスやSNS等を提供する事業者は、電気通信事業報告規則に基づき、総務省に対し、利用者数の年次報告を行うこととなった。
- これらのサービスの令和4年度の利用者数(※)が1,000万以上であった者については、告示により、検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する者として、総務大臣が指定を行う。  
(※)利用者数:前年度における月間のアクティブユーザ数の年間平均値
- 電気通信事業法の規定により、総務大臣の指定は、情報通信行政・郵政行政審議会の諮問事項。今回の指定については、答申が得られた場合には10月上旬の告示を予定。指定された事業者は遅滞なく電気通信事業に関する届出等を行う。
- 今般指定する事業者は下表のとおり。今後、年次報告における利用者数が新たに1,000万人以上となった場合、あるいは1,000万人未満となった場合は、対象者を指定又はその解除をする告示の改正を行う。

種類	指定事業者	(参考)サービス名
検索情報 電気通信役務	マイクロソフト・コーポレーション	Bing
	Google LLC	Google検索
	LINEヤフー株式会社	Yahoo!検索
媒介相当 電気通信役務	Google LLC	YouTube
	LINEヤフー株式会社	LINE VOOM、Yahoo!知恵袋
	Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram
	TikTok Pte. Ltd.	TikTok
	X Corp.	X(旧Twitter)

**電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）**

（適用除外等）

第一百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一・二 （略）

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

イ ドメイン名電気通信役務

ロ 検索情報電気通信役務

ハ 媒介相当電気通信役務

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 検索情報電気通信役務 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

五 媒介相当電気通信役務 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

# 参照条文

## 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務）

第二十二条の二の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

一・二 （略）

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 （略）

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の三 （略）

2・3 （略）

4 法第百六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。

二 前年度における一月当たりの前号に規定する電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が一千万以上であること。

5 法第百六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）であること。

二 前年度における一月当たりの前号に規定する電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。